

平成30年第1回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 平成30年3月13日（火）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 担当部課 建設部建設政策局建設管理課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 談合問題等について (一) 談合問題の受け止めについて 国の一大プロジェクトであるリニア新幹線工事をめぐる談合問題で、独占禁止法違反の容疑で大成、鹿島のスーパーゼネコン2社から逮捕者が出ました。 また大林組と清水建設の2社についても在宅で捜査を受けているとの報道であります。 この談合疑惑について、部長はどう受け止めたか。 また、独占禁止法違反の容疑による逮捕というのを、どのように受け止めたのか、はじめに伺います。</p> <p>(二) これまでの対応の問題について 今、部長から、談合その他の不正行為の排除が徹底されるべきだとのことような答弁を受けました。 これが実際にどうかということをおの少し聞いていきたいと思ひます。 ところで、ちょっとまた古い話で恐縮なんですけど、10年前に遡りますが、当別ダムと冷水トンネルの入札で、指名停止業者の応札を認めた、よくない実績が高橋知事のもので起きました。 その際、知事は全国一厳しい指名停止だと豪語していたわけですけども、私、質問したんですが、実際は他県の方が厳しくて、他県が北海道を追い越していった、道が他県に遅れた対応であることを認めざるを得なくなったわけです。 全国一厳しいという認識を返上せざるを得なかったが、私が見直しを求めた、指名停止期間短縮及び入札期間中の指名停止への対応は、その後どのように見直されてきたのか。 当時も、指名停止期間を半減したという、そういう規定を持っているものの、使ったことが無いというところばかりで、北海道だけが指名停止期間の半減をやったと。 その時の知事の理由が奮ってまして、地域経済への影響を考えると、少なからぬ短縮は、道民理解を得られると、このように言っていたわけですけど、実際には、道民理解が得られなくて、議会での、私どもの指摘と入札監視委員会における審議を十分に行った上で、これが削除されて改正をされたというふうになっているところですね。</p> <p>(三) 独占禁止法違反で逮捕された場合の指名停止などについて それで今回の課題に戻りますけれども、東京都は今回のスーパーゼネコン4社の談合問題を踏まえて、すぐに指名停止処分を決定し、仮契約中の工事について入札をやり直すことを決定して、都議会に提出していた契約関連議案を撤回するとこのように報道されております。 独占禁止法違反で逮捕された場合の内規を適用したとのことですけども、道の方の内規では、どのように取り扱うこととなっているのでしょうか。</p> <p>(三) 一再 指名停止を行う対象となるということだと思ひんですけども、東京都は、落札業者が逮捕されると間髪入れずに指名停止を発表し、仮契約した契約の解除、議案の撤回、そして今後入札をやり直すという厳しい対応を取っているのは、道の今の現状の姿勢というのは違いがあるのではないかと思ひのですが、東京等との違いというのはどこにあるのでしょうか。 言い忘れたんですけども、北海道はまだ指名停止していないものですから、その東京都との違いを教えてくださいたいと思ひます。</p>	<p>○建設部長 渡邊 直樹 談合問題等の受け止めについてであります、公共工事の入札に当たっては、道民の信頼の確保と建設業の健全な発達、発展を図る観点から、入札に参加する者の間の公正な競争が促進されるとともに、談合その他の不正行為の排除が徹底されるべきと考えているところでございます。 このため、この度、独占禁止法違反により逮捕者が出たことは、まことに遺憾であると考えているところでございます。</p> <p>○建設管理課長 勝谷 裕 指名停止期間中の入札参加等についてであります、道では従前から、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」及び運用通知において、指名停止の期間中の資格者について、やむを得ない事由により知事が承認した場合に限り一般競争入札の参加者とできるとする規定や資格者について情状酌量すべき特別な事由があるときは、指名停止期間を短縮できるとする規定を定め、運用を行ってきたところでございます。 しかし、こうした運用のあり方について、議会議論や入札監視委員会における審議において、指摘を受けたことを踏まえ、これらの規定について、平成21年2月12日付けで要領及び運用通知から削除したところでございます。</p> <p>○建設管理課長 勝谷 裕 道における取扱いについてであります、道の「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」及び運用通知では、独占禁止法違反により、資格者である法人の代表者や代理人、法人の従業者などが、その容疑により逮捕された場合などに指名停止を行うこととしているものでございます。</p> <p>○建設管理課長 勝谷 裕 道の指名停止の手続きについてであります、道では「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」に基づき、入札参加者が指名停止要件に該当する場合、競争入札参加資格審査委員会において指名停止に関する必要な事項の審議・調整を行ったうえで、指名停止措置などを行っているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 一再々 東京都は逮捕した日、その逮捕した日から起算するわけですね。 北海道は審査委員会にかけて、そして認定した日を起算とするため、こうしますと、道が恣意的に指名停止をすねいつにするか決められる余地を残していると言わざるを得ません。 これはザル要領に近いのではないのでしょうか。 建設部は、北海道は官製談合を行ってしまっ、反省して、それをしないとやってきた経緯がありますけれども、建設部は他府県の状況というのを今回はきちんと把握しているのでしょうか。 東京都のように、仮契約を結んだ後でも契約を解除できるなどの規定がある他府県があるのかどうか。 調べているかどうか。 わかっているところだけでいいですよ。</p> <p>今の答弁で明らかになったように、入札公告や入札説明書、それから仮契約書等でも仮契約を解除あるいは契約をしないということなどが書き込まれている、明記をされているということを確認しました。 道と同じような対応をしているというところは、調べた範囲ではありますけれども、少数派です。 一つしかありませんでした。</p> <p>(四) 独占禁止法違反と道の指名登録業者について 今回独占禁止法違反の容疑がかかっている4社については、道の受注実績がどうなっているのか、伺いたいというふうに思います。</p> <p>(四) 一再 最初の2つについては、次回、次の機会に議論するとして、この北海道議会庁舎改築の1工区を大成建設を含むJVがですね受注しているということで、今、仮契約中で本契約は今月末を予定しているということですが、これ先ほどのでいきますと、北海道の規定のままでは本契約にいきますよね、でも、多くのところでは解除できたり、契約をしないという選択肢があるということなんです。 それで、ちょっと正確に答弁されなかったのもう一回伺いたいのですけれど、それぞれの工事で入札参加者というのはどうなっているのか。 それぞれについて入札参加者を含めてお答えください。 受注者だけではなくて。</p> <p>(四) 一再々 これ、公開されているんじゃないですか。 隠すようなことをしてはだめですよ。 今回の談合に関わった会社が頭を取ってJVを組んでいるとこの参加も含めて、もう一度お聞きします。</p> <p>(五) 契約中の工事について この入札参加にはですね、今回の談合ですと逮捕者が出て、あるいは自宅で捜査をされている人たちを含めてですね、そうした企業が複数で関与している訳ですね。 そういうことがはっきりと分かりました。 それでですね、複数で関与しているんです。 非常に問題が大きいのではないかというふうに思いますけれども、契約中の工事である、札幌医科大学付属病院の</p>	<p>○建設管理課長 勝谷 裕 他都府県の状況についてでございますが、担当部局が東京都、大阪府、神奈川県など、7都府県に行った聞き取り調査によりますと、仮契約から本契約に移行する段階で指名停止になった場合の契約解除について、入札公告などと仮契約書の両方に記載しているのが3都府県、入札公告などに記載しているのが3府県、いずれも記載していないのが1県となっているとお聞きしているところでございます。</p> <p>○建設管理課長 勝谷 裕 4社の受注実績についてでございますが、4社の過去3年間の受注実績については、大成建設を含む共同企業体が、平成27年10月に「札幌医科大学付属病院増築工事（1工区）」を受注しており、工期は平成30年3月23日までとなっているところでございます。 また、清水建設を含む共同企業体が、平成29年7月に「道道川西芽室音更線中島橋架替(上部工)防B改良工事」を受注しており、工期は平成31年10月22日までとなっているところでございます。 また、大成建設を含む共同企業体が、本年1月に「北海道議会庁舎改築その他工事（1工区）」を受注しており、本定例会で議決を得た後、本契約を締結する予定であり工期は平成32年1月31日までと見込んでいるところでございます。</p> <p>○建設管理課長 勝谷 裕 先ほど申しました3件の内、札幌医科大学付属病院増築工事1工区につきましては、大成を含む特定JVのほか、3特定JVの4者、川西芽室音更線中島橋架替工事につきましては、清水建設を含む特定JVのほか、5特定JVの6特定JV、北海道議会庁舎改築その他工事1工区につきましては、大成を含む特定JVのほか、3特定JVの4特定JVによる入札執行でございます。</p> <p>○建設管理課長 勝谷 裕 札幌医科大学付属病院増築工事については、4JVの内、鹿島、大成、清水の3社、道道川西芽室音更線中島橋架替工事につきましては、清水、鹿島の2社、北海道議会庁舎改築その他工事につきましては、鹿島、清水、大成の3社でございます。</p> <p>○建設業担当局長 板谷 悟 契約中の工事の取扱いについてでございますが、道との契約の締結後におきまして、当該契約に関し談合の事実が明らかになった場合は、契約書に定める談合賠償金条項等に基づきまして賠償金を請求するとともに、当該契約の解除について検討することとなりますが、当該契約以外の契約に関しての談合の事実が明らかになった場合は、当該契約に影響を及ぼすものではないため、引き続き契約を継続するものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>増築ですけれども、道は、事務処理要領に沿って対応すると思うのですけれども、どのような対応になるのでしょうか。</p> <p>(六) 道の対応について 道の今の規定によると、この工事自体に談合が発見されない限りはこれは続けるんだと、いうことだというふうに思うわけですね。 それで、北海道議会庁舎改築工事（1工区）の建築契約は、1月11日に入札された大成建設がJVを組んで仮契約をしているが、この場合の対応はどうなるのか。</p> <p>(六) 一再 結局、道議会庁舎の工事を巡る談合が発覚しない限りですね、これは問題ないと、しかし先ほど答弁いただいたように、この入札には鹿島、清水、そして大成と、談合3兄弟が入札に参加しております。 4兄弟のうち3人が参加をしている状況なんです。それで、更に加えて先ほどの議論で明らかになったとおり、仮契約から本契約に至る間に談合、独禁法違反がはつきりしたときの対応というのは北海道は非常に甘いと言わざるを得ない状況だというふうに思います。 それで、今回の指名停止事務処理要領等によりますと、今回の道議会庁舎の新築工事ですね、道議会庁舎の一工区の受注に際して大成建設は指名停止処分に該当すると考えるのですけれど、いかがでしょうか。</p> <p>すぐ即答できないようなので、よく時間をかけて議論していただいて、答弁は知事から伺いたいと思いますので、知事総括質疑のお取り計らいをお願いしたいというふうに思います。 これ、もしですね、仮の話に答弁しないという人もいますけれども、指名停止ということになりますと、事件発覚から10日も過ぎているわけで、これやっぱり指名停止を速やかに行えない、それはどうしてなのでしょう。こういう事例があった場合、東京と違って速やかに指名停止できない、これはやっぱりさっきの起算日の違いというか、いつ認定をするか、即日なのかという違いなのでしょう。</p> <p>(六) 一再々 規定ではですね、審査委員会の前に幹事会を開いて、審査委員会を開くことになっている訳ですけど、この案件に対しては、これらは開かれているのでしょうか。</p> <p>(六) 一再々々 そうしますと、速やかな指名停止に至るために、議会開会中ではありませんから、審査委員のほうのメンバーも在庁している訳で、そうした人たちを集めるのか持ち回りになるのか解りませんが、指名停止の見通しというのはいつ頃発表と見通されているのですか。</p> <p>じゃあ、その決定の前に知事総括がありますので、知事に直接伺った方が早いと思いますので、知事に伺いたいというふうに思います。</p> <p>(七) 入札参加資格について 道議会の今まで議論してきたわけでありましてけれども、道議会の対応というのは、他の都府県に比べて非常に甘いと言わざるを得ないというふうに思います。 で、これ契約を結ぶ際、私たち道民の税金を使う訳ですから、特に議会庁舎ですからね、そこそこは慎重に契約をすべきだというふうに思います。 道議会の本契約は、3月30日とのことですが、そもそも、大成建設がJVを組んで仮契約をしたとはいえ、現時点において、公正に行われるべき本契約を締結する資格があるかが問われています。</p>	<p>○建設業担当局長 板谷 悟 仮契約をした工事の取扱いについてでございますが、道との仮契約の締結後において、当該契約に関し談合の事実が明らかになったとき、又は、当該契約以外で独占禁止法に違反する行為があった期間及び対象となった取引分野が示された場合におきまして道の契約が、その期間に入札が行われ、かつ、取引分野が同一のときにおきましては、仮契約約款に基づき当該契約の解除について検討することとなりますが、この度の事案は、そのいずれにも該当しないと考えられるところでございます。</p> <p>○建設業担当局長 板谷 悟 今回の案件につきまして、競争入札審査委員会幹事会につきましては、昨日3月12日付で開催をしたところでございます。</p> <p>○建設業担当局長 板谷 悟 日程の見通しについてでございますけれども、競争入札参加審査委員会の審議を経まして知事の決定を受けるため、今後2週間程度を要する予定でございます。</p> <p>○建設部長 渡邊 直樹 道の仮契約約款では、当該契約に関し談合の事実が明らかになった場合などは、当該契約の解除について検討することができるとしておりますけれども、今回のケースは今の道の仮契約約款ではこれに該当しないと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>東京都の規定になりますと、即日指名停止ということになりますから、当然この資格はないということになりますけれども、北海道の規定をこのままにしておきますと、談合疑惑で東京都で指名停止をされる業者によって道議会庁舎が建設をされるという、こういう事態を招くことになるというふうに思います。</p> <p>そもそもこの本契約を締結する資格があるのかどうか問われている重大な問題だと考えるわけでありますがけれども、部長は、どのような見解を持ち、問題に向かおうとするのか、伺います。</p> <p>同様にですね、談合、独占禁止法違反で同じ会社をですね、東京都では指名停止にできている。</p> <p>で、先ほど部長、なんてご答弁されました。</p> <p>談合その他不正行為の排除、徹底していく、徹底するんだと、このように答弁されていますけど、それで十分な効果を得ることができるのでしょうか。</p> <p>法政大学の五十嵐敬喜名誉教授のコメントが今日の北海道新聞に出ていますけど、「犯罪行為が疑われる業者だと分かれば、税金を充てる工事の発注を取り消すのは行政として当たり前だ。内規がないならつくるべきだ」と、このように述べております。</p> <p>今回の場合は、当別ダムなどのときと違って、間に合いますから、まだ。</p> <p>そして、建てるのは議会庁舎ですから。</p> <p>そのことも含めて、知事に伺うしかないと思いますので、総括質疑のお取り計らいを委員長にお願いして、私の質問を終わります。</p>	